

障害福祉サービス等により事故が発生した場合の京都市への報告について

1 報告すべき事故の範囲

(1) 事故の種類

ア 利用者の死亡

(ア) サービスの提供により利用者が死亡した場合

(イ) 利用者の死亡原因に疑義がある場合

イ 利用者の怪我等

怪我等とは、サービスの提供により発生した骨折、火傷、創傷、誤嚥、異食、誤与薬等のうち、入院又は医療機関での治療を要するものをいう（ただし、軽微な治療で済むため、管理者が報告の必要を認めないものは除く。）。

ウ 利用者の保有する財物の損壊、滅失

エ 従業員の法令違反により利用者の処遇に影響を及ぼすもの

オ 利用者の感染症又は食中毒

感染症又は食中毒とは、発生を予防し、蔓延の防止を図る必要のある感染症、結核、疥癬、食中毒をいう。

カ 利用者の離脱、行方不明

速やかに周辺や心当たりがある場所を探しても見つからず、外部（警察等）への協力を求めたもの。

キ その他、管理者が報告を必要と判断したもの

(2) 事故の原因

事業者の過失の有無を問わない。

(3) 事故発生の時間帯

ア サービス提供中の事故

イ 利用者が障害者施設又は事業所内に所在中の事故

ウ 送迎中の事故

エ 通院付添い中の事故

2 報告事項

感染症又は食中毒以外	感染症又は食中毒
(1) 報告年月日	(1) 報告年月日
(2) 事業所の概要	(2) 事業所の概要
ア 法人の名称	ア 法人の名称
イ 事業所番号、事業所の名称、所在地及び電話番号	イ 事業所番号、事業所の名称、所在地及び電話番号
ウ 報告者の職名及び氏名	ウ 報告者の職名及び氏名
エ 事業（施設）の種類	エ 事業（施設）の種類
(3) 利用者の概要	(3) 発生時の状況
ア 氏名、生年月日、連絡先（電話番号）	ア 疾患名
イ 受給者証番号、障害種別、特記事項	イ 報告理由
(4) 事故の概要	ウ 発症者数
ア 事故が発生した日時及び場所	エ 最初に患者が発生した日
イ 事故の種別	オ 主な症状
ウ 事故発生の経緯	カ 医療衛生企画課への報告状況
エ 事故後の対応	(4) 終息の状況
(5) 利用者及び家族への対応等	ア 新たな患者が最後に出現した日

ア 利用者の状況	イ 発症者数（実数）
イ 利用者・家族等に対する連絡・説明	ウ 死亡者の有無、氏名等
ウ 損害賠償等の状況	エ 今後の改善策
（６）事故の原因及び今後の改善策	オ 医療衛生企画課の報告状況

3 報告先

- （１）利用者が本市の利用者である場合は、京都市障害保健福祉推進室（児童福祉法によるサービスの場合は京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）に報告すること。
- （２）利用者が本市以外の利用者である場合は、当該自治体に対し、当該自治体が定めるところにより報告すること。ただし、指定管理その他本市委託事業における事故の場合は、個人情報を除き本市にも報告すること。
- （３）感染症又は食中毒が発生した場合は、京都市障害保健福祉推進室（児童福祉法によるサービスの場合は子ども家庭支援課）に報告するとともに、京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課に報告すること。
- （４）（１）～（３）のほか、利用者の家族等に対し、速やかに連絡すること。

4 報告の方法

- （１）報告は、別記「事故報告書」によること。感染症又は食中毒が発生した場合は、「事故報告書（感染症又は食中毒）」によること。ただし、既に事業者において必要項目が網羅された様式を作成している場合は、当該様式を使用して差し支えない。
- （２）事故の発生を知った日から３日以内に報告すること。ただし、一回の報告により完結しないときは、次の要領によるものとする。
 - ア 第一報として、事故の発生を知った日から３日以内に記入可能な項目について、（１）に定めるところにより報告する。
 - イ 第一報で報告できなかった項目について、報告が可能となったときには、第二報として遅滞なく（１）に定めるところにより報告する。
 - ウ 事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告を行う。
- （３）京都市への報告については、原則、電子メールにより報告すること。ただし、緊急性の高いものについては、速やかに電話により報告するとともに、その後に事故報告書を提出すること。
- （４）感染症又は食中毒が発生したときは、原則として、発生時及び終息時（医療衛生企画課から終息したと認められた時）の二回、報告を行い、必要に応じて途中経過を報告すること。また、関連法に届出義務が定められている場合は、これに従うこと。

5 京都市の対応

- （１）報告を受けた所管課は、事故に係る状況を把握するとともに、必要に応じ障害福祉サービス等事業者に対し助言を行う。
- （２）障害福祉サービス事業者について指定基準違反の疑いがある場合は、京都市障害保健福祉推進室を経由して京都市保健福祉局保健福祉部監査指導課に（児童福祉法によるサービスの場合は子ども家庭支援課から京都市子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室に）情報提供し、状況により連携して対応する。

6 実施日

令和７年７月１日以降の事故については、本通知に基づき処理すること。

障害福祉サービス等事業者における事故発生時の報告に係るQ & A

【報告すべき事故の範囲】

Q 1 創傷とは？

A 1 創傷とは、擦過傷、打撲傷、挫傷、裂創、切創、刺創(刺し傷)等をいう。

Q 2 利用者の保有する財物の損壊、滅失とは、どのような事例を想定しているのか。

A 2 ヘルパーが派遣先で家具を壊した場合、訪問途上にひったくりや車上荒しの被害に遭い、サービス受給者証等の入った鞆等を盗まれた場合等を想定している。

Q 3 従業員の法令違反により利用者の処遇に影響を与えるものとは、どのような事例を想定しているのか。

A 3 利用者の預り金の横領や、送迎中における職員の交通ルール違反に起因する交通事故等を想定している。

Q 4 事業者の過失の有無を問わないとは、どのような事例を想定しているのか。

A 4 利用者間の喧嘩、無断外出、送迎中の追突等、第三者や利用者自身に主たる原因があるものも含むという趣旨である。

【感染症又は食中毒について】

Q 5 報告を行う感染症の範囲は？

A 5 原則として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定めるもののうち、以下について報告を行う。

- ・ 1 類～4 類感染症
- ・ 新感染症
- ・ 指定感染症
- ・ 新型インフルエンザ感染症
- ・ 新型コロナウイルス感染症
- ・ その他集団発生が想定されるもの（感染性胃腸炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌、上記に含まれないインフルエンザ等。ただし、集団生活を行わない訪問系サービス利用者個人に発生した場合にまで報告を求めるものではない。）

なお、職員が感染症に罹患した場合は、利用者等への感染拡大が危惧される事案について、報告を行うものとする。

Q 6 報告を求める食中毒の範囲は？

A 6 原則として、施設及び通所系サービス事業所において、食事の提供を行った場合とする。配食サービスについても、事業所の責任において利用者に食事の提供を行った場合は、同様とする。

訪問系サービスについては、例えば、居宅介護により食事の準備を行った場合等において、食中毒の発生が介護員に起因する可能性のある場合等に、報告を行うものとする。

Q 7 発症者数が1名であっても、報告するのか。

A 7 1類～4類感染症、新感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合は、発症者数が1名であっても報告を行うものとする。

5類感染症又は食中毒が発生した場合は、次の場合に報告を行うものとする。

- ① 死亡者又は重篤な患者が1週間内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症又は食中毒による患者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告の必要を認めた場合

【その他】

Q 8 事故の報告を行った事業所の名称等は、公表されるのか。

A 8 本市において事業所名等を公表することはないが「京都市公文書の公開に関する条例」に定めるところにより公文書の公開の請求があった場合は、個人のプライバシーに関する情報等、同条例により非公開とされる情報を除き、請求者に対して事故報告書を公開する。